

国土建推第6号

平成25年6月11日

全国マスタック事業協同組合連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに、社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。これに併せて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について建設業団体、公共発注者、民間発注者に対して文書で要請をしました。

また、平成25年4月18日には、太田国土交通大臣より公共工事設計労務単価の大幅な改訂を踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金支払い、社会保険への加入の徹底が行われるよう建設業団体に対して要請いたしました。

これを受けて、多くの建設業団体において決議が行われる等、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げての取り組みが広がっているところです。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」に寄せられた相談内容等については、法令違反又はそのおそれがある場合には是正を図るほか、今後の取組の参考にしていくこととしています。また、個別事案が特定できない方法で相談内容等を公表していきたくと考えています。

つきましては、今回の取組についてご理解を頂きますとともに、貴団体傘下の建設企業に別添リーフレットが掲載されている国土交通省のホームページアドレスの周知並びに当該リーフレットをダウンロードし配布すること等を通じて、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の現場の皆さんの目に触れるよう、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」の周知方よろしくお願いします（正式リーフレットは後日送付させていただきます）。

※当該相談ダイヤルで主に受付ける相談内容等につきましては、別添のリーフレット裏面の「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声を参照願います。

記

1. 相談開始日

平成25年6月12日(水)

2. 相談ダイヤル番号

0570-004976

3. E-mail アドレス

shinromutanka-fsd@mlit.go.jp

4. 国土交通省ホームページアドレス

報道発表資料掲載アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/001000518.pdf>

リーフレット掲載アドレス：<http://www.mlit.go.jp/common/001000519.pdf>

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

～ 適正な契約による適切な賃金水準確保に向けて ～

国土交通省では、技能労働者が不足している状況を反映するとともに社会保険への加入の徹底の観点から、平成25年3月末に平成25年度公共工事設計労務単価を設定し、全国平均で約15.1%の上昇となったところです。

これを受けて、現場の技能労働者に適切な水準の賃金が行き渡るよう、行政や業界を挙げて取り組むこととなりました。

この度、国土交通省では、これらの取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者等様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただくことといたしました。

TEL. 0570-004976

マルマルヨクナロウ

受付時間／10:00－12:00 13:30－17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国 土 交 通 省
建 設 業 法 令 遵 守 推 進 本 部

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」では、主に国土交通大臣許可業者が関連する、以下の情報を受け付けさせていただきます。

●今回の公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

◆取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報の例

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押し付け、その額で下請契約を締結した。
- ・元請負人と下請負人間で、労務単価の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後元請負人が労務単価を一方的に決定した。

※元請負人と下請負人間での取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、ウェブ検索で国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

●その他の関連情報

●行政や業界の取組や現場の実態について、関連する情報をお寄せ下さい。

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収をするかどうかの判断をします。

下記に示すような、できる限り詳細な情報提供をお願いします。

◆情報を提供される方の氏名、住所

※情報を提供された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。

◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等

◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄

(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等

なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に「建設業法令遵守推進本部」に提出等のご協力を願います。

また、いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承願います。

※「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への通話料は、発信者の負担となります。

「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

E-mail: shinromutanka-fsd@mlit.go.jp

<公共工事設計労務単価・公共事業労務調査の方法や内容等の問い合わせ先は、ホームページをご覧ください。>

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html